

関西サービックと団体交渉開催！

4回目

地本は、8月30日、14時から丸ビル新大阪において関西サービックとの団体交渉を開催しました。今回の申し入れは、出向中の組合員が申告した年休を「欠勤」扱いとしたサービック会社の取り扱いの撤回と、各事業所の職場改善要求についての団体交渉でした。

組合側の団交委員は、浦谷副委員長、下茂業務部長と、サービック会社の各事業所を代表して西村泰弘さん（鳥飼事業所）、萩原光廣さん（第一事業所）、熊澤守さん（第二事業所）の5名でした。サービック会社からは、鈴木人事部勤労課長、川中人事部勤労課係長、尾浦事業部担当部長、谷岡事業部課長でした。

1月21日、関西サービック（鳥飼事業所）に出向している多田一夫さんが、体調が悪いため1月22日の年休を現場管理者に申請し承認されて会社を休みました。後日、年休処理の手続きを済ました多田さんに対して副所長から告げられたのは「欠勤」という勤務処理でした。年休が承認され現場管理者の指示に従って手続きを行ない、提出した書類の説明を行ったにも関わらず、サービック会社は、書類は「証拠としては認められない」という判断で年休処理を認めませんでした。地本は、5月11日に団交を行い、勤務処理とした「私事欠勤」を撤回するよう求めましたが、サービック会社は拒否しました。そして今回再度、労基法第39条に基づいて年休として処理するよう求めましたが、組合側の要求には応じませんでした。

当日の団交では、同時に各事業所から上申された職場環境改善の要求事項についての回答を受け議論しましたが、進展はほとんど見られませんでした。

サービック会社の「私事欠勤」という就業規則にもない勤務処理を行った恣意的な判断、労基法に基づく年休処理をしない姿勢に対して、第三者機関による法的な判断が必要であることを通告し団交を終えました。



組合側団交委員

